

教員免許更新制とは？

●国公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型

認定こども園で教育職員(※)として勤務する場合、有効な状態の免許状を所持する必要があります。

※教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(非常勤講師・臨時的任用教員含む)。

1. 新免許状と旧免許状とは？

●新免許状●

- 平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は**新免許状**といい、10年間の有効期間が付されています。
- 有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ免許状の有効期間更新の申請を行う必要があります。

●旧免許状●

- 平成21年3月31日以前に初めて授与された免許状は**旧免許状**といい、最初の修了確認期限は生年月日によって割り振られています。(※裏面参照)
- 現職教員の場合、修了確認期限の2年2か月前から2か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ更新講習修了確認申請を行う義務があります。

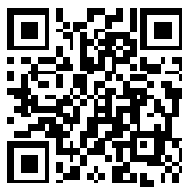
※平成21年4月1日以降に新たに免許状を授与されても、引き続き、旧免許状所持者の扱いです。現職教員の場合、申請を行うことで修了確認期限を延期することができます。
(自動で延期されることはありません。)

2. 免許状更新講習について

- 免許状更新講習を受講する場合、上記1で示す受講期間内に、
 - 必修領域 6時間 以上
 - 選択必修領域 6時間 以上
 - 選択領域 18時間 以上合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。
- 免許状更新講習は、大学等を中心に全国で開設されており、講習の開設情報は文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。
- 講習受講の際は、受講する大学等へ直接お申し込みください。

(参考)
文部科学省ホームページ
「講習開設情報」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1400217.htm



3. 教員免許更新制のおおまかな流れ

①修了確認期限若しくは有効期間の満了の日を確認します。

※確認方法については左欄及び裏面をチェック！

◆修了確認期限
(有効期間の満了の日)
____年 ____月 ____日

◆免許状更新講習受講期間
____年 ____月 ____日
~ ____年 ____月 ____日

②受講する講習を決め、講習開設者(大学等)に受講申込みをします。

講習の開設情報は、文部科学省や大学のホームページ等を確認してください。



③免許状更新講習を受講します。



④講習を修了(履修)後、修了認定(履修認定)され、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

⑤免許管理者へ申請を行います。

修了(履修)証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて、勤務する学校が所在する都道府県教育委員会(免許管理者)に**更新講習修了確認若しくは有効期間の更新のための申請**を行います。

申請手続最終日
平成 ____年 ____月 ____日
※修了確認期限若しくは有効期間の満了の日の2ヶ月前

⑥免許管理者より**更新講習修了確認証明書**若しくは**有効期間更新証明書**が発行されます。

⑦次回の修了確認期限若しくは有効期間の満了の日まで所持する全ての教員免許状が有効です。

次回の修了確認期限若しくは有効期間の満了の日
平成 ____年 ____月 ____日

4. 免許状の有効期間・修了確認期限について

●新免許状●

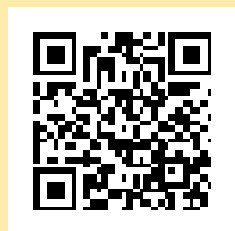
- ①過去に有効期間の更新や延長の手続きを行ったことがある場合
 - ・前回の手続き時に発行された証明書に記載されている、次回の「有効期間の満了の日」を確認します。
- ②過去に更新や延長の手続きを行っていない場合
 - ・所持する免許状に記載されている「有効期間の満了の日」を確認します。
 - ・複数の免許状を所持する場合、所持する免許状の有効期間のうち最も遅いものが、自動的にすべての免許状の有効期間となります。



●旧免許状●

- ①過去に修了確認期限の更新や延期の手続きを行ったことがある場合
 - ・前回の手続き時に発行された証明書に記載されている、次回の「修了確認期限」を確認します。
 - ②過去に修了確認期限の更新や延期の手続きを行っていない場合
 - ・生年月日によって定められている「最初の修了確認期限」を確認します。
 - ・平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持する場合、生年月日ではなく、栄養教諭免許状を授与された日によって、修了確認期限が定められています。
- ※「最初の修了確認期限」は、下記のウェブサイトから確認できます。

(文部科学省ホームページ
「修了確認期限をチェック」
[http://www.mext.go.jp/
a_menu/shotou/koushin/
003/index1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm))



5. 教員免許更新制に関する

Q&A

- Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらよいですか？**
A. 現職教員であって、長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業等の期間中である場合には、各自の修了確認期限(若しくは有効期間の満了の日)の2か月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限(有効期間の満了の日)を延期(延長)することができます。
- Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？**
A. 必修領域、選択必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、旧免許状所持者の場合は現在の職に応じて、新免許状所持者の場合は所持する免許状に応じて、講習を受講・修了する必要があります。
例えば、現在、旧免許状を所持する方が小学校教諭の職にある場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要があります。また、新免許状所持者の方が小学校と養護教諭の免許状を所持する場合は、対象職種が「教諭」及び「養護教諭」の講習を受講する必要があります。
- Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？**
A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限(有効期間の満了の日)の2か月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。
- Q4. 非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればよいのですか？**
A. 修了確認期限の時点で非常勤講師や臨時的任用教員等の職にある場合、教諭等と同様に、修了確認期限の2か月前までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する義務があります。もし、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。
※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。
- Q5. 教諭等の職にない場合はどうすればよいのですか？**
A. 【旧免許状所持者の場合】修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。修了確認期限で教諭等の職にない方が、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった場合、その後に教諭等の職に就くためには、教壇に立つ前に更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請することが必要です。
【新免許状を所持者の場合】教諭等の職にあるかに関わらず、更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新しなかった場合、有効期間の満了の日の経過をもって所持する免許状は失効します。
ただし、有効期間の満了により免許状が失効した場合でも、免許状授与のための所要資格を満たしていれば、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会へ免許状授与に必要な書類を添えて免許状の授与を申請することにより、新たな有効期間が付された免許状の授与を受けることができます。

【お問い合わせ先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

◆メールアドレス: menkyo@mext.go.jp

◆電話: 03-5253-4111 (内線: 3573)

◆文部科学省ホームページ「教員免許更新制」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm



文部科学省

